

令和元年度臨時社員総会議事録

1 日 時 令和元年9月1日（日） 15：00～17：00

2 場 所 T K P 東京駅八重洲カンファレンスセンター 4U（東京都中央区）

3 出席者（敬称略・順不同）<下線は理事を示す>

<出席正会員> 16名（内、理事6名）

佐々木健治、古城資久、三浦重則、伊差川浩之、沖浦耕治、善本光彦、沖浦克治
太田勇吉、北野利雄、寺門浩之、久保隆明、小野琢司、福嶋政幸、伊藤教雄
塙田宗廣、杉本好二

<委任状> 48名（順不同）

石本直樹、石本直樹、大森了、神岡俊輔、神岡俊輔、澤千代美、羽田雅弘
仲博幸、佐藤義昭、福島康人、榎宮伸幸、小川光寿、林靖弘、出口徹文
村山幸教、金澤巧、西脇聖明、椎橋文夫、加藤義治、荒川大介、関本正志
北澤国彦、相馬満信、芦崎高志、渡辺智康、森永健、川崎誠、三橋信之
中出裕巳、八木為總、奥中貴雄、保富泰人、花田祥之、増田賢憲、國弘竹二
高井孝義、小川和郎、宮内洋一、小野寺京介、福井淨、藤井正道
村上英次、実島可斎、糸洲真一、松岡風樹、藤野毅、中田和夫、安楽友宏

<監事> 2名中1名、辻監事は弁護士業務のため欠席

安原徹

<陪席> 1名

松谷昌典（事務局長）

4 開 会

佐々木会長より、臨時社員総会の開会宣言がなされた。

5 総会の成立

松谷昌典事務局長より、社員定数66名の内16名が出席、48名から委任状の提出があり、よって、本総会は定款第17条に基づいて成立したことが宣言された。

6 議長等の選出

定款第15条に基づき、佐々木会長が議長に選任された。定款第18条に基づき、古城専務理事及び沖浦理事が議事録署名人に選任された。

7 議 事

（1）議長挨拶

- ・議長の佐々木会長より、今回の臨時社員総会について、次のような開催経緯の説明がなされた。
・臨時社員総会開催請求は、定款第12条に定める社員総会の決議事項に該当しないことから、開催する必要はないが、JPAの対応状況を説明し正会員の皆様の誤解を解くために、開催することが決定したものである。よって、決議事項のない臨時社

員総会という位置付けである。

(2) 現況報告

- ①佐々木会長より、阿南氏処分の進捗と概要説明
- ②沖浦理事より、阿南氏の倫理委員会の処分案とその理由説明
- ③善本理事より、不服審査会と審尋の状況を説明

(3) 要望書内容について

①要望1について

公益法人として、「新たな問題が発覚した場合は処分を検討する」ということが基本。今後一切の処分をしないことは不可能である。もし、新たな問題が発生しても、何もしないとすれば、「役員・職員倫理規程」第4条（役・職員の遵守事項）に違反することを見逃すことであり、又、「賞罰規程」第4条（罰則）に該当する問題を無視することになる。公益法人としてコンプライアンスを無視すること、つまり公益法人として適切な活動を阻害するものである。定款、各種規程の処分に関する定めを無視することを求めるものであって、理由の如何を問わず、これは認められるものではない。

②要望2について

「処分者の処分解除、係争の中止を可及的速やかに行うことを求める」と主張しているが、このことは、JPAの昨年9月の社員総会で山口氏の除名、今年の5月に阿南氏の2年間の停止処分を理事会で決定、6月の総会で状況説明をしているので、理事会の決議に反しており、正しく物事を進めてきたJPAの方針と逆行するものである。コンプライアンスに反していることはもちろん、モラルにも反しているため、認められるものではない。

③要望3について

憲法で保証されている思想・信条や言論の自由を阻害するものであり、これを規制することはできない。ただし、佐々木会長より、審議中及び未決定事項の案件、機密事項をJPAの許可なく公開することは関係者の混乱を招くだけではなく、外部からの信用も失墜させる。個人がインターネット等に情報を記載し、公開することへの対策として、何らかの規制を設けて、問題のある投稿を行った違反者が処分対象となるよう、今後、規程整備を検討していく旨の提案があった。

・会場から賛成の声が上がった。

8 その他

閉会後に意見交換会を開催することとなった。

9 閉会

議長の佐々木会長より、臨時社員総会の閉会宣言がなされた。

令和元年9月10日

公益社団法人 日本パワーリフティング協会

令和元年度臨時社員総会

議長 佐々木健治



議事録署名人 古城 資久



議事録署名人 沖浦 耕治

